

## 社会教育施設の再開時の感染防止策チェックリスト

### ①利用者が遵守すべき事項

- 感染予防対策のため、施設利用について、3つの密を回避し利用すること。
- 近距離での大声での発声、歌唱、会話、接触等が想定されるもの、同一時間帯の複数団体施設利用は当面の間できません。
- 施設利用代表者(申請者)は、検温管理表の記入、管理を行い、教育委員会へ提出を行う
- 施設利用代表者(申請者)は、施設利用者から感染者が発生した場合に、利用者全員へ連絡がとれる体制を確保すること
- 施設利用代表者(申請者)は、感染が発生した場合は、行政機関による調査へ協力をお願いします。
- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
  - 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること
- 施設利用の際は、全て入口ドアを開放して使用すること。また、窓を開放したままで利用できる場合や、網戸が設置してある窓については常時開放すること。(トイレ・ロビー等についても同様)
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 利用中に大きな声で会話等をしないこと
- ゴミは、ビニール袋に密閉して持ち帰ること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、3つの密を避けること

## ②施設管理者が遵守すべき事項

### マスクの着用

管理者は業務中マスクを着用している。

### 換気の実施

管理者は開館中定期的に換気を実施している。

### 手洗い・手指消毒

管理者は定期的に手指消毒、手洗いを実施している。

### 体調チェック

管理者は、業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない。

### トイレの衛生管理

便座、スイッチ、洗浄レバー等を定期的に清拭消毒している。

トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している。

### 清掃・消毒

他人と共用する物品、複数の人の手が触れる場所(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ等)は定期的に清拭消毒している。

## ③その他

このチェックリストや社会教育施設の再開に向けたガイドラインに記載された事項を遵守できない利用者は、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあります。また、以降の使用を許可しないことがあります。

利用再開後も新型コロナウイルス感染症の発生状況や、国、県の対応状況によっては、施設の利用停止措置や利用制限の変更等をお願いすることがあります。

問い合わせ先 山中湖村教育委員会 生涯学習グループ TEL : 62-3813 FAX : 62-9100
---